

藤方第2雨水幹線築造工事に係る入札について

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和4年度下工公補継第2号 藤方第2雨水幹線築造工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事の内容
 - ア 泥土圧シールド工（仕上り内径3,400mm） 1,517m
 - イ 特殊マンホール工 12箇所
 - ウ 鋼管削進工（内径1,350mm～1,500mm） 14m
- (4) 工期 契約の締結の日から起算して1,616日間
- (5) 予定価格 4,093,915,000円（税抜き）
- (6) 入札方法 総合評価落札方式（技術提案型）

2 発注から契約までのスケジュール

- (1) 公告日 令和4年6月13日
- (2) 入札参加資格審査申請締切日 令和4年7月 1日
- 評価項目算定資料提出締切日 令和4年7月 1日
- (3) 入札書の受付締切日 令和4年7月26日
- (4) 価格以外の評価点の公表日 令和4年7月27日
- (5) 開札日 令和4年8月 4日
- (6) 契約締結日 令和4年8月12日

3 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格競争のみで落札者を決定する入札方式と異なり、公共工事の品質を高めるために、入札者の施工能力、過去の工事実績、工事成績等、入札価格以外の要素も含めて価格と品質の両方を総合的に評価して落札者を決定する方式です。

(1) 総合評価落札方式の類型

技術提案型、工事成績重視型、地域力活用型

(2) 技術提案型

技術提案型とは、入札者の工事の施工能力、技術提案内容、施工計画等に基づき、その技術提案等を活用して、工事品質又は性能と入札価格を一

体として評価する方式です。

(3) 技術提案型の落札者の決定方法

価格点（入札価格）と価格以外の評価点（過去の工事实績等の企業評価項目、配置予定技術者の技術者評価項目及び技術提案の技術力評価項目）を総合的に評価し、総合評価点が最も高い者を落札者とします。

ア 総合評価点の算出

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

(7) 価格点の算出方法

入札価格に基づいて算定する評価点

- a 発注にあたり予定価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格を設定して価格点を算出しています。入札価格が最も低額な失格基準価格と同額が最高点となり、価格が増額するにつれて価格点が減少します。
- b 価格点の算式は、入札価格が低入札価格調査基準価格を超える場合と低入札価格調査基準価格以下の場合で異なります。
- c 低入札価格調査基準価格とは、通常の価格競争における最低制限価格に類似するもので、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして、低入札価格調査基準価格を設定します。低入札価格調査基準価格は、最低制限価格の算出方法の例により算出します。なお、総合評価点が最も高い者が行った入札が、低入札価格調査基準価格を下回った入札であった場合は、落札者の決定を留保し、低入札価格調査を実施します。低入札価格調査では、業者に対して様々な必要書類の提出を求め、本市の技術職員による内容審査やヒアリングを実施し契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かの判断を行います。
- d 失格基準価格とは、総合評価落札方式において、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、失格基準価格未満は、失格とします。

(4) 価格以外の評価点の算出方法

施工能力等に基づいて算定する評価点

企業評価項目、技術者評価項目、技術力評価項目に基づき評価します。

4 技術提案型を採用した理由

当該工事は、藤方地内の津市モーターボート競走場西側の水路下、土被り約 8 m の位置に、仕上り内径 3, 400 mm の雨水管を延長約 1.5 km にわたって築造する工事であることに加え、施工途中には、半径 20 m の急曲線が連続して 2 箇所あるなど高い技術力が求められる工事であることから、入札者に対して同種同規模工事の実績を求めるとともに技術提案型を採用しました。

5 藤方第 2 雨水幹線築造工事の総合評価点の算出方法

総合評価点 (100 点満点) = 価格点 (70 点満点) + 価格以外の評価点 (30 点満点)

(1) 価格点の算出方法

3 の (3) のアの (7) に記載した価格点の算出方法に基づき算出 (70 点満点)

(2) 価格以外の評価点の算出方法

施工能力等に基づいて次の項目により算出 (30 点満点)

ア 企業評価項目

(7) 地域精通度 (1 点満点)

(4) 企業の施工能力 (6 点満点)

イ 技術者評価項目

技術者の施工能力 (5 点満点)

ウ 技術力評価項目

(7) 周辺環境 (3 点満点)

(4) 施工管理 (15 点満点)

※ 今回、工事を発注するに当たり、津市建設工事総合評価落札方式試行要領第 5 条第 3 項に規定する落札者決定基準案に関する学識経験者の意見聴取については、三重県公共工事等総合評価意見聴取会から「適」との意見聴取結果を受けています。

6 津市藤方第 2 雨水幹線築造工事技術審査委員会

(1) 委員構成

本市職員 6 名

(2) 所掌事務

ア 落札者決定基準に関すること

イ 技術提案の審査に関すること

(3) 価格以外の評価方法

落札者決定基準書に基づき、委員 6 名が採点を行いました。

(4) 価格以外の審査

ア 企業評価項目及び技術者評価項目の審査

落札者決定基準書に基づき審査しました。

イ 技術力評価項目の審査

落札者決定基準書において、項目ごとに本市の求める視点を示し、有効な提案を求め、「特に優れている」3点、「優れている」1.5点、「標準案程度である」0点の3段階の評価で審査しました。

7. 入札結果等

(1) 契約の相手方 奥村・藪・北嶋特定建設工事共同企業体

(2) 総合評価点 91.16685点

(3) 契約金額 4,143,040,000円

(4) 工期 令和4年8月12日から令和9年1月13日まで

8. 総事業費等

(1) 総事業費 4,143,040,000円

(2) 財源内訳

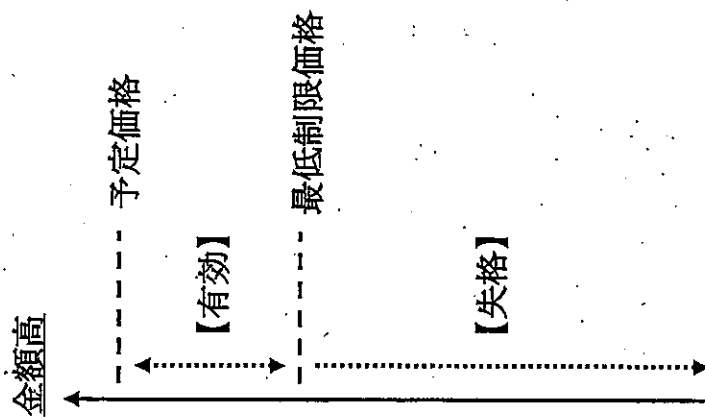
ア 国費 2,050,000,000円

イ 企業債 2,093,000,000円

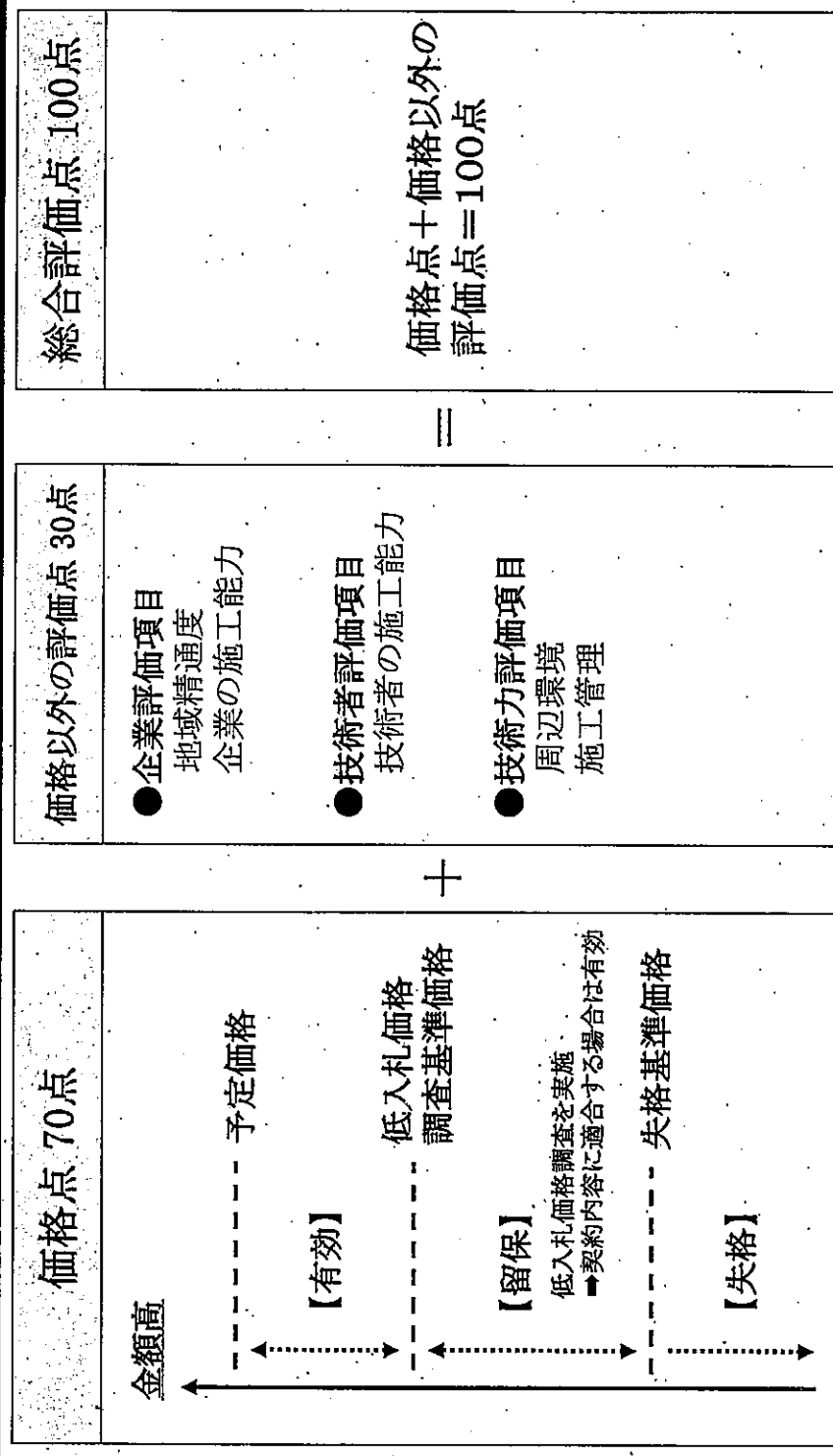
ウ 一般財源 40,000円

通常の入札と総合評価落札方式の比較

通常の入札



総合評価落札方式



令和4年度下工公補継第2号

藤方第2雨水幹線築造工事

予 定 価 格	4,093,915,000 円(消費税等相当額を除く)
低入札調査基準価格	3,766,400,000 円(消費税等相当額を除く)
重点調査基準価格	3,653,400,000 円(消費税等相当額を除く)
失格基準価格	3,594,510,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。

	入 札 者	入札金額 (円)	価格評価点	技術評価点	総合評価点	備考
1	奥村・藪・北嶋特定建設工事共同企業体	3,766,400,000	69.66685	21.50	91.16685	落札決定
2	鹿島・三重農林・広山特定建設工事共同企業体	3,601,520,000	69.98635	17.00	86.98635	
3	大林・日本土建・岩田特定建設工事共同企業体	3,645,000,000	69.90181	12.50	82.40181	
4	熊谷・三和・本州特定建設工事共同企業体	3,766,400,000	69.66685	10.00	79.66685	

津市上下水道事業公告第15号

次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年6月13日

津市上下水道事業管理者 松下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度下工公補継第2号
藤方第2雨水幹線築造工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 泥土圧シールド工(仕上り内径3,400mm) 1517m
特殊マンホール工 12箇所
鋼管削進工(内径1,350mm~1,500mm) 14m
- (4) 工期 契約の締結の日から起算して1,616日間
- (5) 予定価格 4,093,915,000円(税抜き)

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第3条(基本理念)にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領(平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。)に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

技術提案型(総合評価落札方式試行要領第3条第1号)

イ 評価項目、評価の内容、配点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式：総合評価点＝価格点(70点満点)＋価格以外の評価点(30点満点)

価格点の算出方法は以下のとおりとします。

(ア) 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝70点×失格基準価格÷{失格基準価格＋(低入札価格調査基準価格－失格基準価格)／10＋(入札価格－低入札価格調査基準価格)}

(イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝70点×失格基準価格÷{失格基準価格＋(入札価格－失格基準価格)／10}

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の

者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとします。

ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、落札者の決定を保留し、(2)低入札価格調査を実施するものとします。

オ 評価項目算定資料の配布

(ア) 配付期間 令和4年6月13日(月)から同年7月1日(金)まで

(イ) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は
津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

カ 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければなりません。

(ア) 提出期間 令和4年6月13日(月)から同年7月1日(金)
午後5時まで

(イ) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

(ウ) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(エ) 提出書類 評価項目算定資料は正本1部、副本12部を提出することとします。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。また、b及びcの資料において、官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とします。

a 評価項目算定資料届出書【第1号様式】

b 施工実績評価資料(津市内での工事施工実績、同種工事施工実績に関する資料)【第5号様式】、コリンズ登録の写し等

c 配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の同種工事施工実績に関する資料)【第6号様式】、コリンズ登録の写し等

d 技術提案書(技術提案に関する資料)【第7号様式】

キ 評価項目算定資料に係るヒアリング

技術提案内容の確認及び理解を深めるため、提出された評価項目算定資料に対するヒアリングを必要に応じて行うとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがあります。ヒアリングが必要な場合は、令和4年7月11日（月）から同月12日（火）までの間に開催を予定しており、詳細は別途対象者に通知します。なお、ヒアリングは、原則として配置予定の監理技術者に対して行い、配置予定の監理技術者を含めて3名まで出席できるものとします。

ク 技術提案に対する採否の通知

(7) 技術提案に対する採否の通知は、令和4年7月19日（火）までに書面により通知します。なお、技術提案が適正と認められた場合は、当該技術提案に基づく入札を行うものとします。また、技術提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

(4) 入札参加者は、技術提案に対する採否に異議を申し立てることはできないものとします。ただし、自らの技術提案に対する採否について通知を受け取った日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとします。

ケ 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和4年7月27日（水）に津市ホームページ「入札・契約」にて公表

コ 審査結果照会

令和4年7月29日（金）までに自らの審査結果について書面により照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。なお、技術提案については、自社分の「周辺環境の影響」、「曲線部の施工」、「セグメントの止水性」、「建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用」、「到達立坑の施工」、「出水期における対策」における項目ごとの評価点結果のみ照会対象とします。

(2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記2(1)エただし書きにおいて、落札者の決定を保留した場合、総合評価点が高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査

試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。なお、あらかじめ低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施しません（この場合、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません）。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とします。

低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき実施するものとします。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者としします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用します。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

失格基準価格は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額を合計した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.45
建築工事等	(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×0.85+(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8+一般管理費等×0.45
機械・電気設備工事等	機器費×0.82+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8+一般管理費等×0.45

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、次の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であること。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

区分	機器費	直接工事費	共通仮設費	設計技術費+現場管理費+据付間接費	一般管理費等
機械・電気設備工事等	82%	95%	85%	80%	45%

3 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者

ウ 条件付一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

オ 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）と資本若しくは人事面において関係がある者とは、次のいずれかに該当するものとします。

(7) 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている者

(4) 構成員において代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 構成員の数は3者とし、代表構成員、第2構成員及び第3構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。

カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1, 200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注され、過去10年間（平成24年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は代表者。ただし、出資比率20%以上のものに限ります。）

土木一式工事で発注された仕上り内径2,800mm以上の密閉型シールド工法の工事。

官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とします。

キ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

ク 本工事のうち推進工事の施工時において、推進工事技士を専任で配置できること。（推進工事施工時において他の工事等との重複をしていないこと。上記(4)キに掲げる監理技術者と兼務可）

ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 本市の区域内に本店を有する場合は、令和3年度の土木一式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上又は令和4年度の土木一

式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上の者とします。

本市の区域内に支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する場合は、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,100点以上の者とします。

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 令和3年度又は令和4年度の土木一式に係る格付区分がA1の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

4 入札参加資格審査申請書等の配付

(1) 配付期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）まで

(2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ホームページ「入札・契約」からダウンロード

5 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記3に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）午後5時まで

(2) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

(3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(4) 提出書類 入札参加資格審査申請書等は、正本1部を提出することとします。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記3(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までのもの）

コ 配置予定技術者の資格証の写し

サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

シ 各構成員の営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ス 宣誓書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、令和4年7月5日（火）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができますものとします。

6 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和4年6月13日（月）から同年7月26日（火）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市半田141

アサヒ感光社（電話 059-226-5214）

7 工事の質疑等

(1) 評価項目算定資料及び落札者決定基準書に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年6月22日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年6月28日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年7月6日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年7月13日（水）までに津市ホームページ「入札

・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から令和4年7月26日（火）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年7月26日（火）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月27日（水）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月4日（木）午前9時00分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

10 入札保証金

入札保証金は免除します。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合は契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

12 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 同一の入札参加者が、2以上の異なる評価項目算定資料により技術提案を行ったとき。
- (5) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (6) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (8) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (9) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全者）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (22) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (23) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (24) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (25) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者決定基準

藤方第2雨水幹線築造工事落札者決定基準書のとおりとします。

15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

16 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

17 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 落札者は、自らが提案し採用された技術提案を履行する費用について落札者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本市は、技術提案自体が提案者の知的財産であることをかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られないように配慮します。ただし、本市に提出した書類において開示請求があった場合、津市情報公開条例第7条に該当しない項目については開示対象とします。
- (11) 本市へ提出した書類は、返却しません。
- (12) 本工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

藤方第2雨水幹線築造工事

落札者決定基準書

令和4年6月

津市

目 次

第 1 章 総則.....	1
第 2 章 落札者選定の概要.....	2
第 1 節 審査手順.....	2
第 2 節 審査体制.....	2
第 3 章 資格審査.....	3
第 1 節 資格審査の実施方法.....	3
第 2 節 資格審査項目.....	3
第 4 章 提案審査.....	4
第 1 節 基礎審査.....	4
第 2 節 定量化審査.....	4
1. 定量化審査の流れ.....	4
2. 総合評価における点数化方法.....	5
第 5 章 審査結果等の公表.....	9
別紙 1 技術提案書作成にあたっての留意点等.....	10

第 1 章 総則

藤方第2雨水幹線築造工事落札者決定基準書（以下「落札者決定基準書」という。）は、津市（以下「発注者」という。）が発注する藤方第2雨水幹線築造工事（以下「本工事」という。）について、地方自治法施行令第167条10の2に基づく技術提案及び入札金額の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うために、入札参加者から提出された応募資料を、客観的に評価するための評価項目及び方法等を示すもので、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。また、落札者決定基準書は、藤方第2雨水幹線築造工事入札公告（以下「入札公告」という。）と一体のものである。

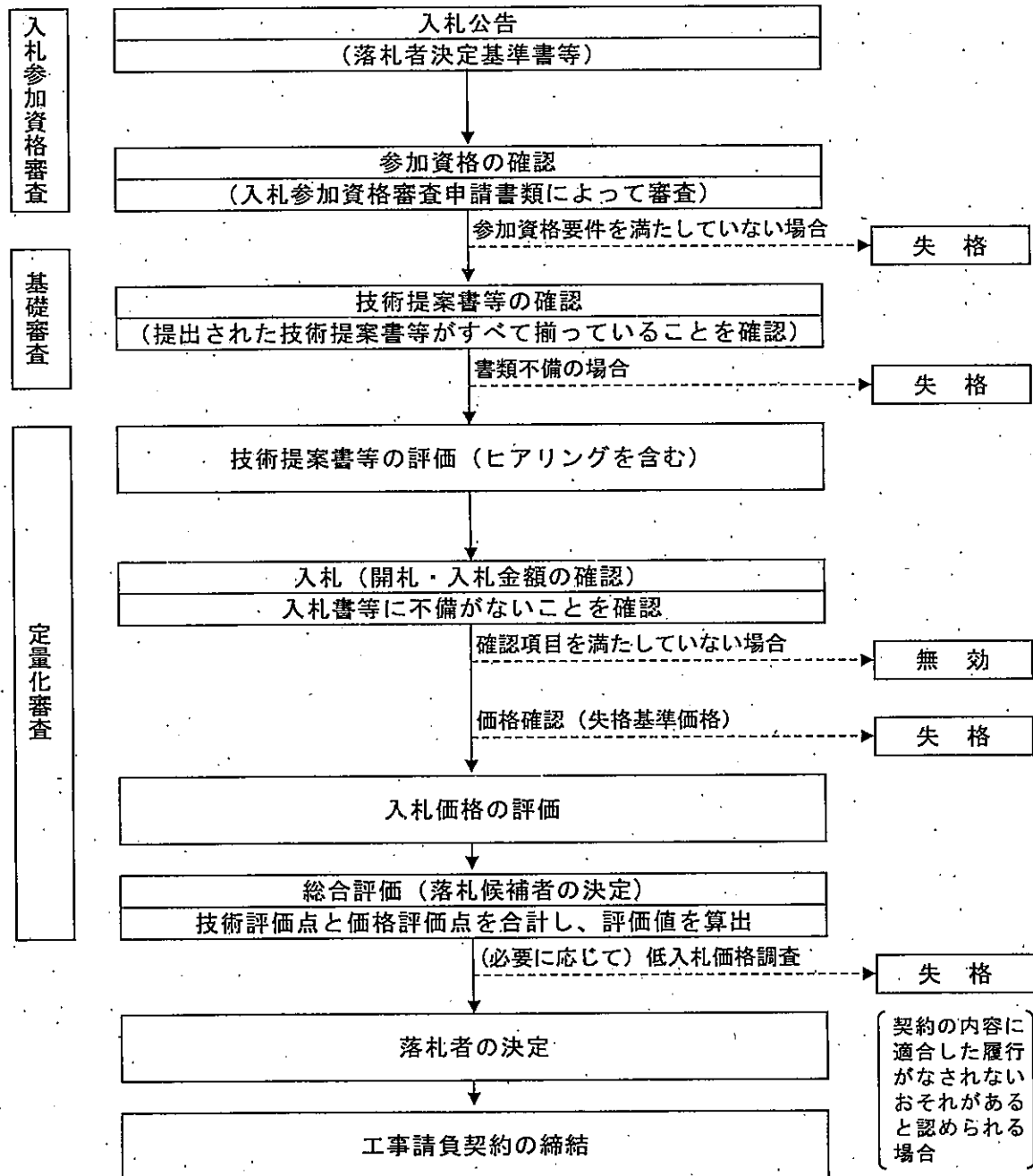
本工事は、藤方第2雨水幹線築造工事設計図書（以下「設計図書」という。）に基づき、シールド工法により工事を行うものである。よって、入札を行うにあたっては、設計図書が、本工事において発注者が求める要求要件（標準案）である。

本工事を実施する落札者の決定については、津市藤方第2雨水幹線築造工事技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において、入札参加者より提出された技術提案書類について、落札者決定基準に基づく総合評価を行い、その評価結果を基に発注者が落札者を決定する。

第 2 章 落札者選定の概要

第 1 節 審査手順

落札者決定における総合評価一般競争入札は、下図に示す手順で実施する。



第 2 節 審査体制

発注者は、技術審査委員会を設置し、専門的知見に基づくとともに、公正かつ適正な提案評価を行うこととしている。

第 3 章 資格審査

第 1 節 資格審査の実施方法

提出された入札参加資格審査申請書類について、入札公告に基づき入札参加資格の確認を行う。

第 2 節 資格審査項目

入札参加者は、入札公告に定める資格要件をすべて満たさなければならない。

なお、資格要件が確認できない場合には、失格とする。

第 4 章 提案審査

第 1 節 基礎審査

発注者は、提出書類に記載された内容について、次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

基礎審査項目のうち、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は定量化審査の対象とする。

なお、下記「1. 提出書類の確認」において、一つでもその要件に適合していない場合は、失格とすることがある。

1. 提出書類の確認

(1) 提出書類の構成

- ・ 提出を求めている書類がすべて揃っているか。
- ・ 提出書類の全体について、指定した様式に基づいた構成（項目の構成、枚数制限等）となっているか。

(2) 提案内容の齟齬、矛盾等

- ・ 提案書全体について、提案事項間の齟齬、矛盾等がないか。

2. 要求要件の確認

- ・ 入札参加者の提案内容が要求要件（標準案）を満足しているか。なお、技術提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工するものとする。

第 2 節 定量化審査

1. 定量化審査の流れ

(1) 技術審査

基礎審査を通過した入札参加者を対象に技術審査を行い、提案内容を評価、点数化し技術評価点を決定する。

なお、審査に当たり、提案内容の確認及び理解を深めることを目的としてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施についての詳細は、別途通知する。

(2) 価格審査

技術審査終了後に入札を実施し価格審査を行う。入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

なお、失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。

(3) 落札候補者の選定

技術評価点と価格評価点を足し合わせて評価値を算出し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(4) 落札者の決定

ア 上下水道事業管理者は、落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

イ 落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

ウ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

エ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、それ以外の者を対象として、評価値の高い者から順次上記ア以降の方法により落札者を決定する。

2. 総合評価における点数化方法

(1) 総合評価の評価項目及び配点

総合評価による点数が評価値となるため、その配点及び点数化基準については、「周辺環境」及び「施工管理」に配慮した工事を行うことの必要性、重要性を勘案し、本工事に対する入札参加有資格者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、発注者が入札参加有資格者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

評価項目及び配点については、表－1のとおりである。

また、技術提案書作成にあたっての留意点等を別紙1に記載しているので参照のこと。

表－1 評価項目及び配点

評 価 項 目			配 点	
技術評価	企業評価項目	地域精通度	1	30
		企業の施工能力	6	
	技術者評価項目	技術者の施工能力	5	
	技術力評価項目	周辺環境に関する事項	3	
		施工管理に関する事項	15	
価格評価	入札金額に関する事項		70	70
			100	

(2) 技術評価における点数化方法

技術評価における項目毎に評価点を算定し、当該評価点の合計を技術評価点とする。なお、各項目の詳細は、別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおりとする。

①企業評価項目

①地域精通度（代表構成員）

評価	判断基準	配点
A	津市内に本店又は支店等を有する	0.5
B	津市内に本店又は支店等を有しない	0

②地域精通度（代表構成員）

評価	判断基準	配点
A	津市内で施工した工事実績を有する	0.5
B	施工実績無し	0

③企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の仕上がり内径3,400mm以上	2
B	施工実績無し	0

④企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の施工延長1,516m以上	1
B	施工実績無し	0

⑤企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の曲線半径R=20m以下	2
B	施工実績無し	0

⑥企業（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	同種工事の施工件数5件以上	1
B	同種工事の施工件数3件以上5件未満	0.5
C	同種工事の施工件数3件未満	0

②技術者評価項目

①技術者（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の仕上がり内径3,400mm以上	2
B	施工実績無し	0

②技術者（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の施工延長1,516m以上	1
B	施工実績無し	0

③技術者（代表構成員）の施工能力（同種工事の施工実績）

評価	判断基準	配点
A	シールド工事の曲線半径R=20m以下	2
B	施工実績無し	0

③技術力評価項目

提案書類に記載された内容について、標準案に示す条件を上回る部分について、下表に示す判断基準に基づき、評価に応じて点数を付与する。なお、評価点は、小数第2位まで表示する。

評価	判断基準	配点
A	当該評価項目において特に優れている	3
B	当該評価項目において優れている	1.5
C	当該評価項目において標準案程度である	0

(3) 価格評価における点数化方法

入札金額について、次の算定式により価格評価点を算定する。なお、評価点は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

価格評価点の算定式	
○ 入札価格 > 低入札価格の場合	
$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$	
○ 入札価格 ≤ 低入札価格の場合	
$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10}$	
※ 低入札価格とは、低入札調査基準価格をいう。	

(4) 評価値の算定方法

「(2) 技術評価における点数化方法」及び「(3) 価格評価における点数化方法」により算定した評価点から、次に示す算定式により、評価値（総合評価点）を算定する。なお、評価値は、小数第5位まで表示する。

評価値（総合評価点）の算定式
$\text{評価値（総合評価点）} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$

第 5 章 審査結果等の公表

審査結果等については、入札参加者に対して個別に通知するとともに、発注者のホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp>

別紙1 技術提案書作成にあたっての留意点等

1. 評価項目算定資料届出書の作成方法

(1) 正本〔提出部数：1部〕

表紙に評価項目算定資料届出書（第1号様式）を使用し、提出年月日、特定建設工事共同企業体名、代表構成員の住所、商号及び代表者氏名を記入し押印すること。

以下、評価項目の評価の内容ごとに、施工実績評価資料（第5号様式）、配置予定技術者評価資料（第6号様式）、技術提案書（第7号様式）に必要事項を記入し様式番号順に綴り、その後に、施工実績の内容が確認できるコリンズ登録の写し等を綴ること。

なお、正本は、左側2箇所をホッチキス留めすること。

(2) 副本(A)〔提出部数：6部〕

副本(A)は、表紙に評価項目算定資料届出書（第1号様式）を使用し、提出年月日、特定建設工事共同企業体名、代表構成員の住所、商号及び代表者氏名を記入すること。

以下、正本と同様、評価項目の評価の内容ごとに、施工実績評価資料（第5号様式）、配置予定技術者評価資料（第6号様式）、技術提案書（第7号様式）に必要事項を記入し様式番号順に綴り、その後に、施工実績の内容が確認できるコリンズ登録の写し等を綴ること。

なお、副本(A)は、クリップ留めで提出すること。

(3) 副本(B)〔提出部数：6部〕

副本(B)は、表紙に評価項目算定資料届出書（第1号様式）を使用し、提出年月日を記入すること。なお、「届出者」記載欄への記入は不要とする。

以下、評価項目の評価の内容ごとに、施工実績評価資料（第5号様式）、配置予定技術者評価資料（第6号様式）、技術提案書（第7号様式）に必要事項を記入し様式番号順に綴り、その後に、施工実績の内容が確認できるコリンズ登録の写し等を綴ること。

ただし、第5号様式、第6号様式、第7号様式及びコリンズ登録の写し等の「業者名」欄は黒塗りとし、業者名が判読できない措置を施すこと。

なお、副本(B)はクリップ留めで提出すること。

2. 各様式の記入方法

第5号様式及び第6号様式の記入にあたっては、評価の対象を十分確認し作成すること。

第7様式の記入にあたっては、次頁以降の留意点等を十分確認し、提案を行うこと。

提案①（周辺環境の影響について）

1. 視点

本工事では、近接する家屋、商業施設など周辺環境に対して、影響を与えない対策が必要となる。また、既設水路など地表面における沈下（陥没）及び隆起が生じない対策を講じ、安全性の高い施工が望まれることから留意すべき課題と対策を踏まえた有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 周辺環境へ影響を与えない対策、沈下（陥没）及び隆起が生じない対策について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案②（曲線部の施工について）

1. 視点

急曲線部施工については、地山条件および線形、シールド、セグメント、余掘量、裏込注入等を総合的に判断し確実な施工が求められる。

本工事では曲率半径 $R=20m$ の急曲線部の施工が連続し、高圧鉄塔の近接施工でもあるため、より確実な施工が求められることから留意すべき課題と対策を踏まえた有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 曲線部の施工について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

- (a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。
- (b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。
- (c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

- (a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。
- (b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。
- (c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。
- (d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。
- (e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案③（セグメントの止水性について）

1. 視点

異種構造物との接続部やセグメント本体部等からの漏水は機能に影響を与えるだけではなく、セグメント本体の劣化を促進するため、十分な水密性の確保が求められる。

本工事では、工期短縮、コスト削減を図るため、二次覆工省略型セグメントを採用しているため、セグメントの止水性について留意すべき課題と対策を踏まえた有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) セグメントの止水性について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

第7号様式 技術力評価項目（施工管理に関する事項・提案④）関連

提案④（建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用について）

1. 視点

三重県建設副産物処理基準に基づき、建設副産物の抑制を基本方針としている。

そこで、本工事で発生する建設発生土と建設廃棄物の抑制と利活用について有効な提案を求める

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案⑤（到達立坑の施工について）

1. 視点

本工事の到達立坑における施工ヤードは狭小地であり、補助地盤改良工など周辺施設への影響が危惧されることから、その対策について有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 到達立坑における狭小地での施工について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

提案⑥（出水期における対策について）

1. 視点

本工事で到達立坑及び本管への取付管については、既設水路の断面を確保しつつ施工を行う必要が生じる。出水期における既設水路の流出機能を確保するための有効な提案を求める。

2. 標準案の内容等（満たすべき要求要件等）

設計図書等（設計書、仕様書など）による。

3. 提案にあたって

1) 出水期における対策について、上記の視点を踏まえて提案を行うこと。

本項目においては、実施内容を3つの範囲内で技術提案できるものとする。提案の特徴、要求要件（標準案）を上回る点と、その効果を具体的かつ定量的に記載すること。1つの技術提案に明らかに複数の実施内容が含まれる場合は、1つの実施内容のみを評価対象とする。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の評価点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、要求要件（標準案）に留まる提案、視点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

(a) 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案など。

(b) 提案内容が抽象的なものや曖昧なもの。

(c) 提案内容の履行の有無が確認できないもの。

※詳細については、「評価しない提案について」P.17を参照のこと。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書（第7号様式）に簡明に記載すること。補足資料として説明が必要な場合（定量的に記載）や図面等の提示を希望する場合、項目ごとにA4判1枚（片面）までの範囲で添付を認める。

(b) 第7号様式及び補足資料の文字サイズは、10.5ポイント以上（図面等の文字はこの限りではない）とする。

(c) 「具体的な検証方法」欄には、発注者が提案内容の履行を確認する方法を記入すること。

(d) 第7号様式は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載（社章、ロゴマーク等も含む）をしてはならない。

(e) 以上の規定が守れない場合、本項目の評価点は0点とする。

※ 評価しない提案について

以下のような提案は、評価しません。提案書作成の際は十分留意してください。

※ 評価しない提案（例）

1. 工事目的物を変える等の過度な提案

- 図面、仕様書等で明示している工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案・過度な効果を実現するための提案、社会通念上、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案

2. 履行の具体性や現実性が不透明な提案

- 「～努力する」、「～目標とする」と記載されるなど、履行の具体性に欠ける提案
- 提案の実施にあたり、他機関及び他工事との調整、第3者との調整・協力等が前提となるため、実現性が不明確な提案
- 表現が抽象的で、実施するための方法や基準、場所、時期、頻度、実施量などが不明確な提案

3. 標準的な対応に留まる提案

- 設計図書（設計書、仕様書など）に示された内容と同等の提案
- 関係法令に基づき、遵守義務がある提案（現場管理や安全管理、労働安全衛生等に関する提案）
- 一般的な法令・規則の遵守に関する提案

4. 提案条件を満たしていない提案、その他評価できない提案

- 視点を踏まえていない提案
- 提案の制限数を超える提案
- 所定の記載欄以外に記載されている提案
- 現場条件等により採用できない提案

5. 補足資料に提案が記載されている場合

- 補足資料に第7号様式の補足説明と認められない新たな提案が記載されている場合

藤方第2雨水幹線築造工事【技術提案型】

総合評価落札方式評価項目一覧

評価項目		評価の内容	評価基準	配点	備考
評価項目（30点満点）	地域精通度（1点満点）	本店等所在地	津市内に本店又は支店等を有する	0.5	特定建設工事共同企業体代表者の本店等所在地を評価する。 本店等所在地とは、公告日現在における津市競争入札参加資格者名簿（建設工事）上の所在地をいう。
			津市内に本店又は支店等を有しない	0	
		過去10年間に於いて官公庁等から受注し、津市内で施工した工事実績の有無	実績あり	0.5	特定建設工事共同企業体代表者の実績を評価する。 津市内で施工した工事とは、元請又はJV構成員として官公庁等から受注し、過去10年間（平成24年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで）に施工が完了した、契約金額2,500万円以上の工事、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野、工事の業種は不問とする。 施工場所は、津市内とする。 *JVについては出資比率20%以上のものに限る（協定書の写し等を提出すること）。 *施工実績評価資料（第5号様式）に、コリンズ登録の写し等を添付すること。
			実績なし	0	
	企業の施工能力（6点満点）	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、同種工事における施工実績の規模（仕上がり内径）	仕上がり内径3,400mm以上の実績あり	2	特定建設工事共同企業体代表者の実績を評価する。 同種工事とは、元請又はJV代表者として官公庁等から受注し、過去10年間（平成24年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで）に施工が完了した仕上がり内径3,400mm以上の密閉型シールド工法による工事、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野が下水道、工事の業種が土木一式工事として登録されているもの。 *施工実績評価資料（第5号様式）に、コリンズ登録の写し等を添付すること。 *「仕上がり内径」、「施工延長」、「曲線半径」における施工実績については、項目ごとに異なる施工実績でも可とする。
			仕上がり内径3,400mm以上の実績なし	0	
		過去10年間に於いて官公庁等から受注した、同種工事における施工実績の規模（施工延長）	施工延長1,516m以上の実績あり	1	
			施工延長1,516m以上の実績なし	0	
		過去10年間に於いて官公庁等から受注した、同種工事における施工実績の規模（曲線半径）	曲線半径R=20m以下の実績あり	2	
			曲線半径R=20m以下の実績なし	0	
		過去10年間に於いて官公庁等から受注した、同種工事における施工実績の件数	5件以上	1	
			3件以上5件未満	0.5	
	技術者の施工能力（5点満点）	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定監理技術者の同種工事における施工実績の規模（仕上がり内径）	仕上がり内径3,400mm以上の実績あり	2	特定建設工事共同企業体代表者における配置予定監理技術者の実績を評価する。 配置予定監理技術者の同種工事における施工実績とは、元請又はJV代表者として官公庁等から受注し、過去10年間（平成24年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで）に施工が完了した、同種工事に係る監理技術者として契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した工事の実績をいう。 同種工事とは、仕上がり内径3,400mm以上の密閉型シールド工法による工事、コリンズに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野が下水道、工事の業種が土木一式工事として登録されているもの。 *配置予定技術者評価資料（第6号様式）に、コリンズ登録の写し等を添付すること。 *「仕上がり内径」、「施工延長」、「曲線半径」における施工実績については、項目ごとに異なる施工実績でも可とする。
			仕上がり内径3,400mm以上の実績なし	0	
		過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定監理技術者の同種工事における施工実績の規模（施工延長）	施工延長1,516m以上の実績あり	1	
			施工延長1,516m以上の実績なし	0	
		過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定監理技術者の同種工事における施工実績の規模（曲線半径）	曲線半径R=20m以下の実績あり	2	
			曲線半径R=20m以下の実績なし	0	
	技術提案（18点満点）	周辺環境に関する事項（最大3点）	1項目あたりの評価基準	1項目あたりの評価点	「周辺環境の影響」の1項目について、提案内容等と具体的な検証方法により評価する。
			特に優れている	3	
			優れている	1.5	
			標準案程度	0	
		施工管理に関する事項（最大3点／項目×5項目）	1項目あたりの評価基準	1項目あたりの評価点	「曲線部の施工」、「セグメントの止水性」、「建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用」、「到達立坑の施工」、「出水期における対策」の5項目について、提案内容等と具体的な検証方法により評価する。
			特に優れている	3	
			優れている	1.5	
			標準案程度	0	

